

表彰制度について

日本赤十字社では、皆様からのご協力に対する感謝のしるしとして、ご協力の金額により、表彰させていただいております。

種 別	基 準
特別社員章	一時に2万円以上の会費のご協力をいただいた個人、または会員として毎年2,000円以上の会費のご協力をいただき、その累計額が2万円に達した個人に特別社員の称号と特別社員章を贈呈いたします。
支部長表彰状 または感謝状	一時または累計額が10万円以上20万円未満の活動資金のご協力をいただいた個人・法人等に贈呈いたします。
<small>ぎんしよく</small> 銀色有功章	一時または累計額が20万円以上50万円未満の活動資金のご協力をいただいた個人・法人等に贈呈いたします。
<small>きんしよく</small> 金色有功章	一時または累計額が50万円に達する活動資金にご協力いただいた個人・法人等に贈呈いたします。
社長感謝状	金色有功章受章後、一時または累計額が50万円に達する活動資金にご協力をいただいた個人・法人等に贈呈いたします。

また、日本赤十字社では、国の表彰も申請をいたします。

厚生労働大臣 感謝状	日本赤十字社に、同一年度内に一時または累計額が、個人は100万円以上500万円未満、法人等は300万円以上1,000万円未満のご寄付をされた場合、厚生労働大臣感謝状の申請をいたします。
紺 綬 褒 章	日本赤十字社に、一時または分納の申し出により個人は500万円に達する、法人等は1,000万円に達するご寄付をされた場合、紺綬褒章の申請をいたします。 (分納の場合は、初回のご寄付の際に、分納の申込書をご提出いただいております。)